

公告第 1 4 号

公 示 送 達 書

公 示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であり、送達が困難であるから、
地方税法第 20 条の 2 の規定により公告します。

この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申出が
あればいつでも交付します。

令和 8 年 7 月 2 8 日

兵庫県阪神南県民センター長

(西宮県税事務所)

書 類 の 表 示	送達を受けるべき者の氏名	所在不明前の住所
令和 8 年度 不動産取得税納税通知書	高島 玄	尼崎市東難波町 5 丁目 1 0 番 1 2 号
	以下 余白	